

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 20 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 8 月 8 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 大阪港湾局

（2）住 所 大阪府大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 阪神港大阪区第 3 区（別添付図のとおり）

（2）期 間 令和 8 年 3 月 2 日から

令和 8 年 3 月 19 日まで

3 水路測量の実施方法

六分儀及び間縄による測位、レッドによる測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。

